

# 奈良市公報

号外第2号

(平成30年3月条例)

平成30年5月31日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
製作 株式会社春日

## 目次

### 条 例

- 奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例……………1
- 奈良市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例……………2
- 奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例……………2
- 奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例……………2
- 奈良市都市公園条例の一部を改正する条例……………3
- 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例……………3
- 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………4
- 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市手数料条例の一部を改正する条例……………11
- 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例……………12
- 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例……………13
- 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例……………15
- 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例……………17
- 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例……………18
- 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例……………19
- 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例……………20
- 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例……………21
- 奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例……………22
- 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例……………23
- 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関

- する条例……………24
- 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例……………26
- 奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例……………27
- 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例……………28
- 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例……………30
- 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例……………31
- 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例……………32
- 奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例……………34
- 奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例……………35
- 奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例……………35
- 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……………37
- 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………37
- 奈良市介護保険条例の一部を改正する条例……………39
- 奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例……………39
- 奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例……………39
- 奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………39
- 奈良市税条例の一部を改正する条例……………40

## 条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月9日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第1号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例  
奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「選挙管理委員会事務局」を「選挙管理委員会」に、「公平委員会事務局」を「公平委員会」に、「監査委員事務局」を「監査委員」に改め、「事項」の次に「並びに他の常任委員会の所管に属しない事項」を加え、同項第2号中「農業委員会事務局」を「農業委員会」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。  
(平成30年3月9日揭示済)

奈良市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第2号

奈良市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例  
奈良市社会福祉審議会条例（平成13年奈良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中「児童福祉」の次に「及び精神障害者福祉」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。  
(平成30年3月30日揭示済)

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第3号

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例（平成26年奈良市条例第56号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員等の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（地域包括支援センターの人員等の基準）

第3条 法第115条の46第5項に規定する地域包括支援センターの人員等の基準は、次条に定めるもののほか、省令第140条の66に定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 地域包括支援センターは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとしないようにしなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（省令の規定の引用に関する経過措置）

2 第3条の規定の適用に関する経過措置は、省令の附則及び省令を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第4号

奈良市営住宅条例等の一部を改正する条例  
(奈良市営住宅条例の一部改正)

第1条 奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「による」の次に「報告の」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第16条第4項に規定する入居者が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃は、毎年度、規則で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第2条で定めるところにより算出した額とする。

第18条第2項中「申告」の次に「又は前条第5項の規定による収入の把握」を加える。

第20条の2第2項中「、第3項及び第4項」を「及び第3項から第5項まで」に改める。

第28条第2項中「及び第4項」を「から第5項まで」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第16条第4項に規定する入居者の収入の額が、第26条第1項に該当する場合において第18条第1項の規定による収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第17条第3項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃は、毎年度、第17条第5項の規則で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第3項において準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とする。

第30条第1項中「第28条第1項」を「第5項並びに第28条第1項及び第2項」に改め、同条第3項中「及び第4項」を「から第5項まで」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

第33条第1項中「、第28条第1項」を「若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項」に、「第17条第6項（第28条第2項）」を「第17条第7項（第28条第3項）」に

改める。

第34条第4項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第36条及び第37条中「、第28条第1項」を「若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第38条第5項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第38条の4の5第4項中「第5項」を「第6項」に改める。

第38条の4の9第4項中「第17条第5項」を「第17条第6項」に改める。

第43条中「第5項」を「第6項」に改める。

第47条中「及び第4項」を「から第5項まで」に、「、第28条第1項」を「若しくは第5項、第28条第1項若しくは第2項」に、「第17条第6項（第28条第2項）を「第17条第7項（第28条第3項）に改める。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

第2条 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「額とする」との次に「、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と」を、「第28条第1項」の次に「及び第2項」を、「第8条第2項」の次に「（同条第3項において準用する場合を含む。）」を加える。  
第5条の2第2項中「第3項」の次に「及び第5項」を加える。

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正）

第3条 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「額とする」との次に「、市営住宅条例第17条第5項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と」を、「第28条第1項」の次に「及び第2項」を、「第8条第2項」の次に「（同条第3項において準用する場合を含む。）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 奈良市改良住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「若しくは第6項」を「、第5項若しくは第7項」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

（奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 奈良市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第26号）の一部を次のように改正す

る。

附則第4項中「又は第6項」を「、第5項又は第7項」に改める。

（平成30年3月30日揭示済）

奈良市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第5号

奈良市都市公園条例の一部を改正する条例

奈良市都市公園条例（昭和46年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2項中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「令」という。」を加え、第1章の2中同条の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第2条の4 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第20条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成30年3月30日揭示済）

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第6号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例

（奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正）

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。



第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に改め、同項第1号中「100分の60」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の34」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第14項を削る。

(教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給与に関する条例(昭和45年奈良市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の24」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第7項を削る。

(奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例(平成4年奈良市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第8条 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第7条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の25」を「100分の21」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第6項を削る。

(奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第9条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和41年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第10条 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

第6条第2項を削り、同条第3項中「基本額」を「額」に、「100分の28」を「100分の24」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を削る。

附則第7項を削る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定(以下「改正後の議員条例の規定」という。)、第3条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定(以下「改正後の特別職条例の規定」という。)、第5条の規定による改正後の教育長の給与に関する条例の規定(以下「改正後の教育長条例の規定」という。)、第7条の規定による改正後の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定(以下「改正後の監査委員条例の規定」という。))及び第9条の規定による改正後の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定(以下「改正後の公営企業管理者条例の規定」という。))は、平成29年4月1日から適用する。

(奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 奈良市副市長の退職手当の特例に関する条例(平成26年奈良市条例第46号)

(2) 奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例(平成25年奈良市条例第9号)

(3) 奈良市常勤の監査委員及び公営企業の管理者の退職手当の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第38号)

(給与の内払)

4 改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の奈良市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長の給与に関する条例の規定、第7条の規定による改正前の奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例の規定又は第9条の規定による改正前の奈良市公営企業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員条例の規定、改正後の特別職条例の規定、改正後の教育長条例の規定、改正後の監査委員条例の規定又は改正後の公営企業管理者条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第7号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する  
条例の一部を改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32  
年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の85」を「、6月に支  
給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100  
分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6

別表第1(第5条関係)

月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合  
には100分の45」に改める。

附則第21項中「100分の1.275」を「、6月に支給する  
場合には100分の1.275、12月に支給する場合には100分  
の1.425」に、「100分の85」を「、6月に支給するとき  
は100分の85、12月に支給するときには100分の95」に改め  
る。

別表第1を次のように改める。

給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300

20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100	521,000	
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800	521,800	
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600	522,700	
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300	523,400	
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	523,900	
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400	524,600	
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000	525,200	
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600	526,000	
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200	526,600	
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700	527,100	
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200		
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600		

	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
	54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
	55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
	56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
	57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
	58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
	59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
	60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
	61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
再任	62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
用職	63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
員以	64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
外の									
職員	65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
	66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
	67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		

68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900	
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200	
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400	
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600	
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900	
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200	



92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400				
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600				
94		294,400	342,200						
95		294,800	342,700						
96		295,200	343,100						
97		295,400	343,200						
98		295,700	343,700						
99		296,100	344,100						
100		296,500	344,400						
101		296,700	344,700						
102		297,000	345,100						
103		297,400	345,500						
104		297,700	345,900						
105		297,900	346,400						
106		298,200	346,800						
107		298,600	347,200						
108		298,900	347,600						
109		299,100	348,100						
110		299,500	348,500						
111		299,900	348,800						
112		300,200	349,100						
113		300,300	349,600						
114		300,600							

	115	300,900									
	116	301,300									
	117	301,500									
	118	301,700									
	119	302,000									
	120	302,300									
	121	302,700									
	122	302,900									
	123	303,200									
	124	303,500									
	125	303,800									
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500	440,600	521,000

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「第24条の3に」を「第24条の3第1項に」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第25条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45」を「100分の42.5」に改める。

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「372,000」を「373,000」に、「420,000」を「421,000」に改める。

第6条第2項中「、6月に支給する場合においては」を削り、「、12月に支給する場合においては」を「」とあるのは「100分の162.5」と、「」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第24条第2項中「」の次に「、6月

に支給する場合には」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第68号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第7項から第9項までの規定又は奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年奈良市条例第21号。以下この項において「平成

29年改正条例」という。) 附則第9項、第11項若しくは第12項の規定に基づいて支給された給料を含む。) 又は第3条の規定による改正前の奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定に基づいて支給された給料を含む。) は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を含む。) 又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料を含む。) の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第8号**

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例(平成27年奈良市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市法令審査会の項を削り、同部に次のように加える。

奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会	一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業に関する助成申請事業の審査に関する事務
------------------------	--

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部奈良市法令審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第9号**

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第52項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表第79項中「530、

000円)を「570,000円)に、「830,000円)を「880,000円)に、「1,010,000円)を「1,070,000円)に、「1,120,000円)を「1,200,000円)に、「1,420,000円)を「1,520,000円)に、「1,660,000円)を「1,780,000円)に、「3,880,000円)を「4,070,000円)に、「5,100,000円)を「5,340,000円)に、「6,290,000円)を「6,490,000円)に、「1,130,000円)を「1,180,000円)に、「1,340,000円)を「1,410,000円)に、「1,500,000円)を「1,580,000円)に、「1,830,000円)を「1,940,000円)に、「2,140,000円)を「2,260,000円)に、「4,350,000円)を「4,550,000円)に、「5,570,000円)を「5,820,000円)に、「6,770,000円)を「7,070,000円)に、「5,750,000円)を「5,930,000円)に、「7,250,000円)を「7,470,000円)に、「10,700,000円)を「10,900,000円)に改め、同表第91項中「410,000円)を「420,000円)に、「540,000円)を「560,000円)に、「700,000円)を「730,000円)に、「920,000円)を「960,000円)に、「1,040,000円)を「1,090,000円)に、「1,600,000円)を「1,660,000円)に、「1,820,000円)を「1,900,000円)に、「2,030,000円)を「2,120,000円)に、「490,000円)を「530,000円)に、「630,000円)を「680,000円)に、「990,000円)を「1,030,000円)に、「1,310,000円)を「1,410,000円)に、「1,720,000円)を「1,780,000円)に、「3,320,000円)を「3,430,000円)に、「4,060,000円)を「4,190,000円)に、「4,650,000円)を「4,800,000円)に、「9,100,000円)を「9,320,000円)に、「12,400,000円)を「12,600,000円)に、「17,000,000円)を「17,300,000円)に改め、同表第93項中「特定屋外タンク貯蔵所を」を「屋外タンク貯蔵所を」に、「310,000円)を「320,000円)に、「430,000円)を「460,000円)に、「720,000円)を「750,000円)に、「960,000円)を「1,020,000円)に、「1,210,000円)を「1,300,000円)に、「2,950,000円)を「3,150,000円)に、「3,620,000円)を「3,870,000円)に、「4,170,000円)を「4,460,000円)に、「2,660,000円)を「2,690,000円)に、「3,190,000円)を「3,230,000円)に、「4,790,000円)を「4,830,000円)に改め、同表第147項中「75,000円)を「67,000円)に改め、同表中第161項を第164項とし、第160項の次に次のように加える。

161	介護医療院開設許可手数料	介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査	1件につき 63,000円
162	介護医療院変更許可手数料	介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可(構造設備の変更を伴うものに限る。)の申請に対する審査	1件につき 33,000円
163	介護医療院開設許可更新手数料	介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 24,000円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第79項、第91項及び第93項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。  
(平成30年3月30日揭示済)

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

## 奈良市条例第10号

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、次条から第15条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第6条 指定居宅サービス事業者等（指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第7条 指定居宅サービス事業者等（指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の利用者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第8条 指定居宅サービス事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第9条 指定居宅サービス事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第10条 指定居宅サービス事業者等（指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護又は指定短期入所療養介護の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努め



なければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第11条 指定居宅サービス事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第12条 指定居宅サービス事業者等(指定通所介護若しくは基準該当通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。)は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者等(指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(地域との連携)

第13条 指定居宅サービス事業者等は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第14条 指定居宅サービス事業者等は、指定居宅サービス等基準第39条第2項各号(指定居宅サービス等基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項各号、第82条の2第2項各号、第90条の2第2項各号、第104条の3第2項各号(指定居宅サービス等基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項各号、第139条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項各号、第192条の11第2項各号、第204条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第206条において準用する場合を含む。)又は第215条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第15条 指定居宅サービス事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定居宅サービス等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定居宅サービス等基準の附則及び指定居宅サービス等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第14条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される指定居宅サービス等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定居宅サービス等に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第11号

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)において使用する用語の例による。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等)

第3条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等は、次条から第15条ま



でに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第6条 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第7条 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体的拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の利用者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体的拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第8条 指定介護予防サービス事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第9条 指定介護予防サービス事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第10条 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第11条 指定介護予防サービス事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第12条 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(地域との連携)

第13条 指定介護予防サービス事業者等は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第14条 指定介護予防サービス事業者等は、指定介護予防サービス等基準第54条第2項各号（指定介護予防サービス等基準第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項各号、第83条第2項各号、第92条第2項各号、第122条第2項各号、第141条第2項各号（指定介護予防サービス等基準第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項各号（指定介護予

防サービス等基準第210条において準用する場合を含む。)、第244条第2項各号、第261条第2項各号、第275条第2項各号(指定介護予防サービス等基準第280条において準用する場合を含む。))又は第288条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第15条 指定介護予防サービス事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護予防サービス等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護予防サービス等基準の附則及び指定介護予防サービス等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第14条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される指定介護予防サービス等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護予防サービスに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第12号

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第23号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)において使用する用語の例による。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等)

第3条 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第17条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービス基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定地域密着型サービス事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。))に係る指定の申請に限る。)とする。

(入所定員)

第6条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。

(居室等の安全性の確保の特例)

第7条 指定地域密着型サービス事業者(指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。)がその事業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者、入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の利用者、入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(居室定員の特例)

第8条 指定地域密着型サービス事業者(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者に限る。)がその事業を行う事業所における1の居室の定員は、1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者又は入居者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第9条 指定地域密着型サービス事業者(指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う

場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。

- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者、入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む）、その態様及び時間並びにその際の利用者、入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- （人権の擁護及び高齢者虐待の防止）

第10条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくり）

第11条 指定地域密着型サービス事業者は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

（食事の特例）

第12条 指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

第13条 指定地域密着型サービス事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策の特例）

第14条 指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他

必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

- 2 指定地域密着型サービス事業者（指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（地域との連携）

第15条 指定地域密着型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備の特例）

第16条 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項各号、第17条第2項各号、第36条第2項各号（指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む）、第40条の15第2項各号、第60条第2項各号、第87条第2項各号、第107条第2項各号、第128条第2項各号、第156条第2項各号（指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）又は第181条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（報告）

第17条 指定地域密着型サービス事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（指定地域密着型サービス基準の規定の引用に関する経過措置）

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定地域密着型サービス基準の附則及び指定地域密着型サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

（記録の整備に関する経過措置）

第3条 第16条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定地域密着型サービスに係る記録について適用し、施行日前に提供された指定地域密着型サービスに係る記録の整備については、なお従前の例による。

（平成30年3月30日掲示済）



奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第13号

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等）

第3条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、次条から第14条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービス基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（申請者の要件）

第5条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（居室等の安全性の確保の特例）

第6条 指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。）がその事

業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

（身体的拘束等の適正化のための対策）

第7条 指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の利用者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体的拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）

第8条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくり）

第9条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

第10条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策の特例）

第11条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定介護予

防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(地域との連携)

第12条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第13条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項各号、第63条第2項各号又は第84条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第14条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
(指定地域密着型介護予防サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定地域密着型介護予防サービス基準の附則及び指定地域密着型介護予防サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第13条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される指定地域密着型介護予防サービスに係る記録について適用し、施行日前に提供された指定地域密着型介護予防サービスに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第14号**

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年奈良市条例第57号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)において使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等)

第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者(以下「指定居宅介護支援事業者等」という。)は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第6条 指定居宅介護支援事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第7条 指定居宅介護支援事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成29年奈良市条例第27号)第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(勤務体制の確保の特例)

第8条 指定居宅介護支援事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第9条 指定居宅介護支援事業者等は、指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号(指定居宅介護支援等基準第30条において準用する場合を含む。)に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第10条 指定居宅介護支援事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところに



よりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定居宅介護支援等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定居宅介護支援等基準の附則及び指定居宅介護支援等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第9条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される指定居宅介護支援等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定居宅介護支援等に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第15号

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成26年奈良市条例第58号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)の定めるところによる。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法の基準等)

第3条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定介護予防支援等基準の定めるところによる。(暴力団の排除)

第4条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者(以下「指定介護予防支援事業者等」という。)は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第6条 指定介護予防支援事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第7条 指定介護予防支援事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成29年奈良市条例第27号)第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(勤務体制の確保の特例)

第8条 指定介護予防支援事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第9条 指定介護予防支援事業者等は、指定介護予防支援等基準第28条第2項各号(指定介護予防支援等基準第32条において準用する場合を含む。)に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第10条 指定介護予防支援事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護予防支援等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介

護予防支援等基準の附則及び指定介護予防支援等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定介護予防支援等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護予防支援等に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第16号

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第25号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等)

第3条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第15条までに定めるもののほか、指定介護老人福祉施設基準の定めるところによる。

(指定介護老人福祉施設の指定)

第4条 指定介護老人福祉施設の指定に係る法第86条第1項に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

(暴力団の排除)

第5条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第6条 指定介護老人福祉施設の構造設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(居室の定員の特例)

第7条 指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。）における1の居室の定員は、1人と

しなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第8条 指定介護老人福祉施設（第3号にあっては、指定介護老人福祉施設及び計画担当介護支援専門員）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。

(3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。

(4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第10条 指定介護老人福祉施設は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第11条 指定介護老人福祉施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第12条 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第13条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため

に定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第14条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号(指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。)に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第15条 指定介護老人福祉施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護老人福祉施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護老人福祉施設基準の附則及び指定介護老人福祉施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(経過措置)

第3条 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム(介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第20条の規定による改正前の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について第7条の規定を適用する場合においては、同条中「1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人とする」と、第3条の規定によりその定めるところによるとされる指定介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号口中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(記録の整備に関する経過措置)

第4条 第14条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される指定介護老人福祉施設に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護老人福祉施設に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第17号

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第26号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。)において使用する用語の例による。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第3条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、介護老人保健施設基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 介護老人保健施設の構造設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第6条 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体的拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容(緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。)、その態様及び時間並びにその際の



入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。

(4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第7条 介護老人保健施設は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第8条 介護老人保健施設は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成29年奈良市条例第27号)第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第9条 介護老人保健施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 介護老人保健施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 介護老人保健施設は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第12条 介護老人保健施設は、介護老人保健施設基準第38条第2項各号(介護老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。)に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 介護老人保健施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(介護老人保健施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、介護老人保健施設基準の附則及び介護老人保健施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される介護老人保健施設に係る記録について適用し、施行日前に提供された介護老人保健施設に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日掲済)

---

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第18号**

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第27号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、旧法及び平成18年改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。)において使用する用語の例による。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第3条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、指定介護療養型医療施設基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 指定介護療養型医療施設の構造設備は、日照、採

光、換気等の入院患者の保健衛生及び防災その他の入院患者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第6条 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入院患者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容(緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。)、その態様及び時間並びにその際の入院患者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第7条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第8条 指定介護療養型医療施設は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成29年奈良市条例第27号)第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入院患者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第9条 指定介護療養型医療施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入院患者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第12条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設基準第36条第2項各号(指定介護療養型医療施設基準第50条において準用する場合を含む。))に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 指定介護療養型医療施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護療養型医療施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護療養型医療施設基準の附則及び指定介護療養型医療施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第12条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される指定介護療養型医療施設に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護療養型医療施設に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第19号

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第28号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。以下「養護老人ホーム基準」という。)



において使用する用語の例による。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、養護老人ホーム基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生及び防災その他の入所者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 養護老人ホームは、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第7条 養護老人ホームは、養護老人ホーム基準第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該処遇を行った日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第8条 養護老人ホームは、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第9条 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む）、その態様及び時間並びにその際の入所者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第10条 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第11条 養護老人ホームは、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する職員の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第12条 養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第13条 養護老人ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(養護老人ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、養護老人ホーム基準の附則及び養護老人ホーム基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される養護老人ホームに係る記録について適用し、施行日前に提供された養護老人ホームに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第20号

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第29号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特

別養護老人ホームの設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）において使用する用語の例による。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、特別養護老人ホーム基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第7条 特別養護老人ホームは、特別養護老人ホーム基準第9条第2項各号（特別養護老人ホーム基準第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、当該処遇を行った日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第8条 特別養護老人ホームは、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(居室の定員の特例)

第9条 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）における1の居室の定員は、1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第10条 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う

場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。

(3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。

(4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  
(6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第11条 特別養護老人ホームは、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第12条 特別養護老人ホームは、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する職員の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第13条 特別養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第14条 特別養護老人ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別養護老人ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、特別養護老人ホーム基準の附則及び特別養護老人ホーム基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される特別養護老人ホームに係る記録について適用し、施行日前に提供された特別養護老人ホームに係る記録の整備については、なお従前の例による。

（居室の定員に関する経過措置）

第4条 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第9条の規定を適用する場合においては、同条中「1の居室の定員は、1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人とする」と、第3条の規定によりその定めるところによるとされる特別養護老人ホーム基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

（平成30年3月30日揭示済）

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第21号

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「軽費老人ホーム基準」という。）において使用する用語の例による。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、軽費老人ホーム基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（居室等の安全性の確保の特例）

第5条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生及び防災その他の入所者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

（非常災害対策の特例）

第6条 軽費老人ホームは、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備の特例）

第7条 軽費老人ホームは、軽費老人ホーム基準第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（報告）

第8条 軽費老人ホームは、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（身体的拘束等の適正化のための対策）

第9条 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）

第10条 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくり）

第11条 軽費老人ホームは、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する職員



の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第12条 軽費老人ホームは、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第13条 軽費老人ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(軽費老人ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、軽費老人ホーム基準の附則(軽費老人ホームB型に係る規定を除く。)及び軽費老人ホーム基準を改正する省令の附則(軽費老人ホームB型に係る規定を除く。)に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第7条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される軽費老人ホームに係る記録について適用し、施行日前に提供された軽費老人ホームに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第22号

奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。)において使用する用語の例による。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、介護医

療院基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 介護医療院は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 介護医療院の構造設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第6条 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容(緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。)、その態様及び時間並びにその際の入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第7条 介護医療院は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第8条 介護医療院は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成29年奈良市条例第27号)第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第9条 介護医療院は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 介護医療院は、従業者に対し、その能力、資格、



経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。  
(非常災害対策の特例)

第11条 介護医療院は、非常災害に備えるために定期的  
に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に  
当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努め  
なければならない。

2 介護医療院は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、  
日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第12条 介護医療院は、介護医療院基準第42条第2項各号  
(介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。)  
に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から  
5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 介護医療院は、サービスの向上に関する施策の推  
進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービ  
スの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求  
めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に  
定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(介護医療院基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、介護医  
療院基準の附則及び介護医療院基準を改正する省令の附  
則に規定する経過措置の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び  
運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市条例第23号

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備  
及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び  
運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第31号)  
の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総  
合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以  
下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3  
項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、  
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の  
基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため  
の法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、

設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第  
171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)に  
おいて使用する用語の例による。

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営  
の基準等)

第3条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び  
運営の基準等は、次条から第13条までに定めるもののほ  
か、指定障害福祉サービス基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営  
に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市  
条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利すること  
とならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人  
とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病  
院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定  
の申請については、この限りでない。

(管理者の特例)

第6条 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指  
定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、  
指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就  
労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該  
当就労継続支援B型、指定就労定着支援又は指定自立生  
活援助の事業を行う者に限る。)がその事業を行う事業  
所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

(居室等の安全性の確保の特例)

第7条 指定障害福祉サービス事業者(指定短期入所(共  
生型短期入所を除く。))又は指定共同生活援助の事業を  
行う者に限る。)がその事業を行う事業所の配置、構造  
及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日  
照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の  
利用者の安全について十分考慮されたものでなければなら  
ない。

(設備の特例)

第8条 指定障害福祉サービス事業者(指定生活介護(共  
生型生活介護を除く。)、指定自立訓練(機能訓練)(共  
生型自立訓練(機能訓練)を除く。)、指定自立訓練(生  
活訓練)(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。)、指定  
就労移行支援(認定指定就労移行支援を除く。)、指定就  
労継続支援A型若しくは指定就労継続支援B型又は特定  
基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)が  
その事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面  
所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営に必  
要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、  
3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障  
がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。
- (6) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(食事の特例)

第9条 指定障害福祉サービス事業者(指定短期入所(共生型短期入所を除く。))又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定短期入所又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第12条 指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。以下この条において同じ。)は、当該サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の

行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(報告)

第13条 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護(共生型居宅介護を除く。))若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護(共生型重度訪問介護を除く。))若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護(共生型生活介護を除く。)、指定短期入所(共生型短期入所を除く。)、指定重度障害者等包括支援、指定自立訓練(機能訓練)(共生型自立訓練(機能訓練)を除く。)、指定自立訓練(生活訓練)(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。)、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。)は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定障害福祉サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害福祉サービス基準の附則(第4条、第18条の2、第22条及び第23条に限る。)及び指定障害福祉サービス基準を改正する省令の附則(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第5号)附則第2項を除く。)に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日において現に存する指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)に係る第8条第2項第1号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第24号

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第32号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)において使用する用語の例による。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等)

第3条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第13条までに定めるもののほか、指定障害者支援施設基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(管理者による管理等の特例)

第6条 指定障害者支援施設は、常勤の管理者を置かなければならない。

(居室等の安全性の確保)

第7条 指定障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第8条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(9) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(10) 廊下幅



ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(食事の特例)

第9条 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 指定障害者支援施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第12条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定障害者支援施設は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(報告)

第13条 指定障害者支援施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定障害者支援施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害者支援施設基準の附則（第2条から第14条まで、第17

条第2項及び第19条第2項を除く。）及び指定障害者支援施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日に存する指定障害者支援施設（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第8条第2項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第25号

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第33号）の全部を改正する。（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害福祉サービス基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することにならないようにしなければならない。

(管理者の特例)

第5条 障害福祉サービス事業所の管理者は、常勤の者でなければならない。

(居室等の安全性の確保)

第6条 障害福祉サービス事業者がその事業を行う事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫さ



れ、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第7条 障害福祉サービス事業者(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を行う者に限る。)がその事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害福祉サービス事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(6) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(勤務体制の確保等の特例)

第8条 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第9条 障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 障害福祉サービス事業者(療養介護の事業を行う者に限る。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第10条 障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。(報告)

第11条 障害福祉サービス事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(障害福祉サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、障害福祉サービス基準の附則(第2条及び第4条から第6条までを除く。)及び障害福祉サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日に存する生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所(これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)に係る第7条第2項第1号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市条例第26号

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第34号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）において使用する用語の例による。

（障害者支援施設の設備及び運営の基準）

第3条 障害者支援施設の設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害者支援施設基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（居室等の安全性の確保）

第5条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の特例）

第6条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(9) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(10) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

（食事の特例）

第7条 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

第8条 障害者支援施設は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策の特例）

第9条 障害者支援施設は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第10条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 障害者支援施設は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

（報告）

第11条 障害者支援施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(障害者支援施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、障害者支援施設基準の附則(第2条から第14条まで、第17条第2項及び第19条第2項を除く。)及び障害者支援施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日に存する障害者支援施設(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)に係る第6条第2項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川 元庸

### 奈良市条例第27号

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第35号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(地域活動支援センターの設備及び運営の基準)

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。以下「地域活動支援センター基準」という。)の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 地域活動支援センターは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(職員の配置の基準の特例)

第5条 地域活動支援センターは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 地域活動支援センターは、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第7条 地域活動支援センターは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 地域活動支援センターは、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 地域活動支援センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 地域活動支援センターは、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(記録の整備の特例)

第8条 地域活動支援センターは、前条第3項に規定する身体拘束等の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第9条 地域活動支援センターは、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(地域との連携)

第10条 地域活動支援センターは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(地域活動支援センター基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、地域活



動支援センター基準の附則及び地域活動支援センター基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。  
(平成30年3月30日揭示済)

奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第28号

奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成25年奈良市条例第36号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(福祉ホームの設備及び運営の基準)

第3条 福祉ホームの設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号。以下「福祉ホーム基準」という。)の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 福祉ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第5条 福祉ホームは、食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するように努めなければならない。

2 福祉ホームは、食事の提供を行う場合には、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(職員の配置の基準の特例)

第6条 福祉ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第7条 福祉ホームは、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第8条 福祉ホームは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 福祉ホームは、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 福祉ホームは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由(当該理由について検討した過程を含む。)、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 福祉ホームは、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(記録の整備の特例)

第9条 福祉ホームは、前条第3項に規定する身体拘束等の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第10条 福祉ホームは、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(地域との連携)

第11条 福祉ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(福祉ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、福祉ホーム基準の附則及び福祉ホーム基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市条例第29号

奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することその他住宅宿泊事業の適切な実施に必要な措置を講じる



ことにより、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第3条 住宅宿泊事業（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）は、別表制限区域の欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ別表制限期間の欄に掲げる期間においては、実施してはならない。

(1) 法第11条第1項各号のいずれにも該当しない住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業

(2) 法第11条第1項各号のいずれかに該当する住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 法第11条第1項の規定による住宅宿泊管理業務の委託がされていること又は同項ただし書に該当すること。

イ 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所（当該住宅宿泊管理業務に従事する者が当該届出住宅である家屋、当該届出住宅と同一の建築物内若しくは敷地内にある家屋又は当該届出住宅と隣接している家屋に常駐する場合にあっては、当該家屋を含む。以下同じ。）から当該届出住宅までの距離が片道2キロメートル未満であること。

ウ 当該営業所又は事務所において2人以上（イ括弧書に規定する場合にあっては、1人以上）の者がイの住宅宿泊管理業務に常時従事していること。

エ 当該営業所又は事務所においてイの届出住宅に係る住宅宿泊管理業務に従事する者及び当該届出住宅の宿泊者が通話することができる機器を設置していること。

(住宅宿泊事業を適切に実施するための体制整備)

第4条 住宅宿泊事業者（住宅宿泊管理業務の委託がされ別表（第3条関係）

た届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者を除く。）は、法第8条から第10条までに規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、住宅宿泊事業を適切に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(1) 法第8条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び法第9条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。

(2) 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

2 住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者が法第34条の規定により住宅宿泊管理業者から交付される書面には、前項各号に掲げる基準に準じて住宅宿泊管理業務を適切に実施するために必要な体制が整備されていることを確認するために必要な事項として規則で定めるものが記載されていなければならない。

(住宅宿泊事業者の公表)

第5条 市長は、住宅宿泊事業者に関し、次に掲げる事項を届出住宅ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(1) 法第3条第2項の届出書に記載されている事項のうち市長が必要と認めるもの

(2) 法第3条第3項の書類に記載されている事項のうち市長が必要と認めるもの

(3) 法第13条の標識に記載されている事項のうち市長が必要と認めるもの

(4) その他規則で定める事項

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 第3条の規定に違反して住宅宿泊事業を営んだ者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

番号	制限区域	制限期間
1	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間のうち月曜日の正午から金曜日の正午までの期間
2	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により歴史的風土特別保存地区として定められた区域	宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間
3	なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第1項の規定により奈良町都市景観形成地区として指定された区域	宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間

4	<p>次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域（当該区域内に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者に係る営業の施設が所在する場合における当該区域を除く。）</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校</p> <p>イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</p> <p>ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所</p>	<p>月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（この項の制限区域の欄に掲げる施設の休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間を除く。）</p>
---	--	--

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第30号**

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項中第19号を第21号とし、第1号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請をする者 1件につき 147,000円

(2) 法第12条の7第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請をする者 1件につき 134,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日掲示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市条例第31号**

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第8条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世

帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第8条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除し

た額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第12条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第12条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険

事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第12条の6の5第1項第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第12条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第12条の11第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第16条第1項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第21条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第5章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良



市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1国民健康保険運営協議会の委員の項中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第32号

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例(平成12年奈良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「29,500円」を「35,100円」に改め、同項第2号及び第3号中「41,400円」を「49,100円」に改め、同項第4号中「53,200円」を「63,100円」に改め、同項第5号中「59,100円」を「70,100円」に改め、同項第6号ア中「いう。」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、同号イ中「68,000円」を「80,600円」に改め、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「73,900円」を「87,700円」に改め、同項第8号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「88,600円」を「105,200円」に改め、同項第9号イ中「100,400円」を「119,200円」に改め、同項第10号イ中「106,400円」を「126,200円」に改め、同項第11号イ中「112,300円」を「133,200円」に改め、同項第12号イ中「124,100円」を「147,300円」に改め、同項第13号中「135,900円」を「161,300円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「26,600円」を「31,600円」に改める。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第6条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第33号

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

奈良市後期高齢者医療に関する条例(平成20年奈良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第34号

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例  
奈良市観光自動車駐車場条例(平成12年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1奈良市転害門前観光駐車場の項中「午後8時」を「午後11時」に改める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市条例第35号

奈良市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。



附則第8項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「公務」を「通勤による傷病以外の公務」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市条例第36号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第60条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「法附則第15条第2項第7号」を「法附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を第5項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り上げ、同条第10項中「法附則第15条の8第4項」を「法附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第9項とする。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第12条の2中「(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条(見出しを含む)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第19条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第29条の前の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項及び第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第29条の2中「(平成27年法律第2号)附則第18条第1項」を「(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第30条(見出しを含む)中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第32条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第35条中「第17項」の次に、「第18項、第20項」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第2項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新

たに取得された旧法附則第15条第32項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される改正法第1条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に掲げる施設又は設備に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成30年4月1日以後に取得される新法附則第15条第8項に規定する施設に対して課すべき平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（平成30年3月31日揭示済）